

函館市女性人材情報提供事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の政策・方針決定過程への女性の参画を推進するために、様々な分野にわたる人材を「函館市女性人材リスト」(以下「人材リスト」という。)に登録し、女性人材の情報提供を行うことにより、男女共同参画社会の実現にむけて、あらゆる分野への女性の活躍の場を広げることを目的とする。

(登録対象者)

第2条 人材リストに登録することができる者(以下「登録対象者」という。)は、市内に在住、在勤または市内で活動している団体に所属している18歳以上の女性であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市政や地域の発展に関心があり、市の審議会等の委員として活動する意欲がある者
- (2) 男女共同参画、福祉、教育等の各分野のいずれかにおいて、関心がある者、専門的知識もしくは技能を有している者または活動実績がある者

(登録の方法)

第3条 人材リストに登録を希望する者は、函館市女性人材リスト登録申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

- 2 前項の場合においては、自薦および他薦を問わないものとする。ただし、他薦の場合は、本人の承諾を得なければならない。
- 3 市長は、第1項に規定する登録申請書を受理し、登録することが適当と認めるときは、函館市女性人材リスト(様式第2号)に登録するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により登録したときは、被登録者に対し、函館市女性人材リスト登録通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(登録の更新)

第4条 被登録者は、登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに函館市女性人材リスト登録変更申請書(様式第4号)により市長に届け出るものとする。

- 2 市長は、前項の変更申請書を受理したときは、速やかに人材リストの登録内容を更新するものとする。
- 3 市長は、登録内容の刷新を図るため、施行から3年ごとに被登録者に対する照会を行い、登録内容を更新するものとする。

(登録の抹消)

第5条 被登録者は、登録を抹消したい場合は、函館市女性人材リスト登録抹消申請書(様式第5号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の登録抹消申請書を受理したときは、速やかに人材リストの登録を抹消するものとする。
- 3 市長は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、これを

職権で抹消することができる。

- (1) 人材リスト登録を営利目的に利用する者
- (2) 人材リスト登録を政治活動・宗教活動に利用する者
- (3) その他市長が被登録者としてふさわしくないと認めた者

4 市長は、前2項の規定により登録を抹消した場合は、函館市女性人材リスト登録抹消通知書（様式第6号）により当該被登録者に通知するものとする。

（人材リストの活用）

第6条 人材リストは、第1条の目的を達成するため、次に掲げるときに活用するものとする。

- (1) 市の設置する附属機関・その他の会議（以下「審議会等」という。）の事務局が、審議会等の委員の選定にあたり、情報を必要とするとき。
- (2) 市が行う研修会、講演会等の事業において、講師等の人選をするとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 前項の目的のため人材情報の提供を受けようとする課の長（以下「担当課長等」という。）は、函館市女性人材リスト利用申請書（様式第7号）を市民・男女共同参画課長に提出しなければならない。

3 担当課長等は、人材リスト被登録者を審議会等の委員または研修会、講演会等の講師等に登用または選出したときは、函館市女性人材リスト利用結果報告書（様式第8号）を市民・男女共同参画課長に提出するものとする。

（個人情報の保護）

第7条 この要綱に係る個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に定めるところによる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。